

随意契約締結状況

(平成29年3月)

No.	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した 日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	人事給与システム 一式	事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成28年10月21日	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏 字東谷6-33	2,129,760 円	該当システムは、契約会社の製品 であり他社では保守業務ができな いため契約の性質又は目的が競争 を許さないため(日本赤十字社 社会計規則施工細則第35条第11 項)	
2	フラットパネル保守契約	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	小西医療器株式会社 浜田営業所 島根県浜田市下府町327- 45	4,476,902 円	日本赤十字社会計規則第36 条第3項「契約の性質又は目的 が競争を許さない場合」の 規定による。専門的な知識・技 術・能力による業務であり、納 入業者でないとできないため。	
3	体外衝撃波結石破碎装置保守契約	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	エダップテクノメド株式会社 東京都中央区新川1-3-17 株式会社ピーエムエス 島根県松江市黒田町344- 3	5,184,000 円	日本赤十字社会計規則第36 条第3項「契約の性質又は目的 が競争を許さない場合」の 規定による。専門的な知識・技 術・能力による業務であり、納 入業者でないとできないため。	
4	多目的デジタルX線TVシステム保守契約	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	東芝メディカルシステム株 式会社広島サービスセンタ 広島県広島市安佐南区長 束1丁目29番19号	1,490,400 円	日本赤十字社会計規則第36 条第3項「契約の性質又は目的 が競争を許さない場合」の 規定による。専門的な知識・技 術・能力による業務であり、納 入業者でないとできないため。	
5	X線循環器診断システム保守契約	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	東芝メディカルシステム株 式会社広島サービスセンタ 広島県広島市安佐南区長 束1丁目29番19号	15,487,200 円	日本赤十字社会計規則第36 条第3項「契約の性質又は目的 が競争を許さない場合」の 規定による。専門的な知識・技 術・能力による業務であり、納 入業者でないとできないため。	

6	循環器部門動画ネットワークサーバ保守契約	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	東芝メディカルシステム株式会社広島サービスセンタ 広島県広島市安佐南区長東1丁目29番19号	29,743,200	円	日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。専門的な知識・技術・能力による業務であり、納入業者でないとできないため。
7	超音波診断装置保守契約	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	東芝メディカルシステム株式会社広島サービスセンタ 広島県広島市安佐南区長東1丁目29番19号	1,198,800	円	日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。専門的な知識・技術・能力による業務であり、納入業者でないとできないため。
8	超音波診断装置保守契約	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	東芝メディカルシステム株式会社広島サービスセンタ 広島県広島市安佐南区長東1丁目29番19号	1,257,120	円	日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。専門的な知識・技術・能力による業務であり、納入業者でないとできないため。
9	自動採血管準備システム保守契約	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	株式会社エバルス営業本部益田支店 島根県益田市吉田町1089-2 株式会社テクノメディカ広島営業所 広島県広島市中区本川町2丁目6番5号	1,093,694	円	日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。専門的な知識・技術・能力による業務であり、納入業者でないとできないため。
10	中央監視装置及び空調自動制御設備保守点検契約	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年1月1日	日本電技株式会社広島支店 支店長 高見裕一 広島市西区観音新町1-20-24	1,496,880	円	契約業者は、当該装置の製造業者であり、他社では保守業務ができないことから契約の性質又は目的が競争を許さないため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
11	手術台整形外科用牽引装置アーム等アクセサリ	益田赤十字病院 事務部用度課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年3月14日	小西医療器株式会社 浜田営業所 島根県浜田市下府町327-45	1,495,800	円	日本赤十字社会計規則施行細則第36条「競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がなく」の規定による。

12	職員第2駐車場舗装工事	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年3月6日	島根県益田市遠田町2554	1,728,000	円	日本赤十字社会計規則第36条4項(予定価格が少額である場合)、施工細則第35条第1項(予定価格が250万を超えない工事)の規定による。
13	外来第2駐車場整備工事	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	平成29年3月9日	島根県益田市遠田町3815	1,105,920	円	日本赤十字社会計規則第36条4項(予定価格が少額である場合)、施工細則第35条第1項(予定価格が250万を超えない工事)の規定による。
14							